

環境農林水産常任委員会会議録

平成26年7月23日

場 所 第4委員会室

平成26年 7 月 23 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・非住宅用太陽光発電設備設置の現状と課題について
- ・第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画の改訂について
- ・本県のチョウザメ産業振興について
- ・豚流行性下痢 (PED) の発生状況等について

出席委員 (8人)

委員 長	内村 仁子
副委員 長	清山 知憲
委員	緒嶋 雅晃
委員	蓬原 正三
委員	丸山 裕次郎
委員	井上 紀代子
委員	重松 幸次郎
委員	前屋敷 恵美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	徳 永 三 夫
環境森林部次長 (総括)	福 田 裕 幸
環境森林部次長 (技術担当)	森 房 光
部 参 事 兼	

環境森林課長	川 添 哲 郎
みやざきの森林 づくり推進室長	西 山 悟
環境管理課長	上 山 伸 二
循環社会推進課長	神 菊 憲 一
自然環境課長	水 垂 信 一
森林経営課長	那 須 幸 義
山村・木材振興課長	福 満 和 徳
みやざきスギ 活用推進室長	石 田 良 行
林業技術 センター所長	河 野 憲 二
木材利用技術 センター所長	飯 村 豊
工事検査監	下 沖 誠

農政水産部

農政水産部長	緒 方 文 彦
農政水産部次長 (総括)	興 梶 正 明
農政水産部次長 (農政担当)	郡 司 行 敏
農政水産部次長 (水産担当)	山 田 卓 郎
畜産新生推進局長	中 田 哲 朗
部 参 事 兼 農政企画課長	向 畑 公 俊
ブランド・ 流通対策室長	甲 斐 典 男
地域農業推進課長	大久津 浩
連携推進室長	戎 井 靖 貴
営農支援課長	後 藤 俊 一
農業改良対策監	児 玉 良 一
食の消費・ 安全推進室長	和 田 括 伸
農産園芸課長	日 高 正 裕
農村計画課長	原 守 利
畑かん営農推進室長	甲 斐 康 真

農村整備課長	河野善充
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	田原健
漁村振興課長	日向寺二郎
漁港整備対策監	川越克彦
畜産振興課長	坊園正恒
家畜防疫対策課長	久保田和弘
工事検査監	竹下裕一郎
総合農業試験場長	井上裕一
県立農業大学校長	山内年
水産試験場長	神田美喜夫
畜産試験場長	西元俊文

事務局職員出席者

議事課主査	松本英治
議事課主査	大山孝治

○内村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○徳永環境森林部長 おはようございます。環

境森林部でございます。本日はよろしくお願いたします。

説明の前に、初めに、私のほうから、今日9日から10日の台風8号の林業関係の被害状況について御報告をさせていただきます。

今回の台風では、主に県北の美郷町、椎葉村の林道施設におきまして、のり面、それから、路肩等の崩壊が生じておりまして、件数といたしまして11件の被害が生じております。

現在、詳細な調査をしておりますので、被害額等が確定し次第、当委員会に御報告したいと思っておりますし、また、さらに査定等を受けまして、早期復旧に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんください。

今日は、2件の報告事項がございます。まず、1点目の非住宅用太陽光発電設備設置の現状と課題についてであります。メガソーラーなどの非住宅用の発電設備設置に伴います課題や、その対応状況、今後の取り組み方針などにつきまして御説明をいたします。

2点目の第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画の改訂につきましては、計画期間が終期を迎えるために、今年度中に改訂を行う予定としておりますので、今後の取り組み方針などについて御説明をいたします。

私からの説明は以上であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○川添環境森林課長 私のほうからは、非住宅用の太陽光発電の状況等について御報告いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。非

住宅用太陽光発電設備設置の現状と課題についてでございます。

1の現状であります。本県では、平成25年3月に策定しました宮崎県新エネルギービジョンに基づきまして、太陽光発電などの新エネルギーの導入促進に取り組んでおります。このうち、メガソーラー等の設置につきまして、新聞報道等にもありますように、昨今、さまざまな課題が議論され始めているところであり、以下、概要を整理しております。

まず、(1)の県の新エネルギー導入に関する方針であります。新エネルギービジョンにおきましては、平成34年度の新エネルギー全体の導入目標83万4,000キロワットのうち、太陽光発電につきましては70万キロワットとしており、22年度と比べ、それぞれ約8倍と9倍となっております。

(2)の認定・稼働状況であります。本年3月末現在の10キロワット以上の設置状況、この10キロワットというのは、ほとんどが売電に回されるものでございますが、この状況を見ますと、3万552件の認定に対しまして、稼働しているものは2,840件、このうちメガソーラーにつきましては351件の認定に対しまして23件となっております。

(3)の設置に係ります事務手続についてあります。設置事業者は、まず、国に対しまして設備認定の申請を行い、並行して電力会社に系統への接続契約の申し込みを行うこととなります。また、必要に応じまして、県に農地転用許可や林地開発許可などの手続を要することとなります。

次に、2の(1)の課題等であります。まず、①の固定価格買取制度の課題としましては、先ほど述べましたとおり、国の設備認定に対しま

して実際の稼働が非常に少ないということであり、本県の場合、件数では9%、出力では6%の稼働にとどまっております。

また、設置者に関する情報が自治体に伝わらないこと、さらには、今後、設備の導入が進むのに伴いまして、電気料金に上乘せされる賦課金の高騰が予想されております。括弧書きに、今までの1キロワットアワー当たりの賦課金を記載しておりますが、1世帯当たり月標準で300キロワットアワーを使うというふうに言われておりますので、これで計算しますと、平成24年度は約70円程度であったものが、26年度には200円程度となってきております。

次に、②の景観面等の課題であります。小林市などからは、景観等の観点で懸念の声が挙がっており、また、川南町につきましては、先般大雨により太陽光パネルの川への流出についての新聞報道等があったところがございます。

次に、③の系統連系の課題であります。新たな設置により既存の電線や変電所の容量を超えることとなる地域におきましては、太陽光発電の系統への接続が保留、なかなか接続ができないという状況等にあるため、新たな設置計画が円滑に進まない状況がございます。

資料の2ページをごらんください。(2)の課題への対応であります。まず、①の固定価格買取制度の対応につきましては、国におきまして、系統連系対策や買取価格の設定など、制度の見直しも含めた総合的な検討に着手されたところであり、

次に、②の景観面等の対応といたしましては、全国の状況を見ますと、群馬県では、既存の景観条例を適用しまして、大規模な太陽光発電パネルの設置などについて、県への届け出を義務づけしております。

また、山梨県では、世界遺産である富士山の景観を守るという観点から、既存の自然環境保全条例を改正しまして、指定地域内に1ヘクタール以上の太陽光パネルを設置する場合は、県への届け出等を義務づけているところでございます。

市町村におきましては、大分県の由布市で条例を新設しまして、5,000平米以上の太陽光パネルを設ける場合については、市への届け出等を義務づけております。

本県の状況を見ますと、綾町で既存の景観条例を改正しまして、太陽光パネルを土地に直接設置する場合、自立する場合につきまして、事前届け出の対象として追加したところであり、そのほか、小林市のほか記載してあります自治体においても、景観面等からの制限等を検討しているというふう聞いております。

次に、③の系統連系への対応としましては、九州電力におきまして送電線や変電所の対策工事について適正な箇所や規模の検討が行われているところでございます。

最後に、3の今後の取り組み方針でございます。まず、①の固定価格買取制度につきましては、適正な制度運用や事業者の認定情報の提供につきまして国へ要望するとともに、県民への啓発について取り組むこととしております。

また、②の景観面等につきましては、個別法による許可や届け出等が必要な案件につきましては、各法に基づきまして適正に対応していくこととしており、関係法令の所管部局や関係機関等と連絡会議を密に開催しまして、事業者に対する適切な指導に努めますとともに、国や市町村の動向につきましても情報収集等を行い、遺漏のない対応に努めてまいりたいと考えています。

最後に、③の系統連系につきましては、国が検討を進める内容を注視しまして、事業者等への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

非住宅用の太陽光発電の現状等につきましては、説明は以上であります。委員会資料とは別に、お手元にリーフレットを配付させていただいております。このリーフレットは、水源地域保全に基づく事前届出制度スタート、8月の20日からスタートして、10月1日以降の契約については届け出をお願いしていくこととなりますが、そのPR用として作成しました。現在、事前届出制度のスタートに向けてさまざまなPRを行っておりますが、今後は、このリーフレットも活用しまして、さらに周知を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○上山環境管理課長 それでは、委員会資料の3ページをごらんください。

第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画の改訂についてでございます。生活排水対策につきましては、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等につきまして、それぞれの部局で計画に基づき推進しておりますが、環境管理課が全体の調整を行っておりますので、改訂の状況等を御報告をさせていただきます。

まず、1の現状ですが、現在の基本計画は、計画期間を平成14年度から平成26年度までとしており、今年度に終期を迎えることとなります。このため、上位計画であります宮崎県環境計画に終期を合わせる形で、計画期間を平成27年度から32年度までの5年間で改訂計画の策定を行うこととしております。

次に、計画の進捗状況ですが、1つ目の丸に

ありますように、現計画における平成26年度末までの目標値78.1%に対しまして、平成24年度末現在の生活排水処理率の実績値は73.1%となっております。

なお、資料にはございませんが、残りの約27%につきましては、くみ取り、または単独処理浄化槽でありまして、生活雑排水をそのまま河川等へ放出していることとなります。

資料の中ほどのグラフをごらんください。これは、生活排水処理率の推移を示したものですが、一番上の黒い四角の部分が、県全体の生活排水処理率の推移でございます。ここ数年は、細い実線で示しております目安値に比べまして、太い実線の実績値が下回っている状況となっております。現状では、26年度末の目標値の78.1%には届かないのではないかと考えております。

また、2つ目の丸にありますように、国におきましては、ことしの1月の環境省、国土交通省、農林水産省の3省の合同通知によりまして、生活排水処理施設の未整備地区における施設の早期整備や、既整備地区における持続可能な生活排水処理の運営に向けた運営管理手法の検討を踏まえた計画の見直しを自治体に対して要請しております。

このため、県の改訂計画の策定作業に当たりましては、生活排水処理施設の整備・運営管理主体であります市町村に対しまして説明会をまず開催し、生活排水対策に関する計画の見直しについて要請を行いますとともに、市町村における今後の整備手法の確認など、改訂計画の策定に向けたヒアリングを関係の部局と合同で実施しているところであります。

次に、2の作業経過及び今後のスケジュールをごらんください。まず、市町村に対する説明会につきましては、ことしの3月28日に開催し、

また、生活排水処理施設の整備手法に係るヒアリングを6月末から7月上旬にかけて実施をいたしました。

今後は、関係部局と協議・調整を行いました後に、9月から12月にかけて、再度市町村のヒアリングを行い、平成27年1月までに改訂計画案を取りまとめ、常任委員会への報告、宮崎県環境審議会への諮問を経まして、平成27年3月には、改訂計画を決定したいと考えております。

次に、3の生活排水処理率の向上に向けた重点取り組みであります。1つ目の丸にありますように、生活排水処理率の向上のためには、まず、合併処理浄化槽の整備区域におきましては、単独処理浄化槽やくみ取りからの合併処理浄化槽への転換の促進、また、整備が終わり、既に供用が開始されております公共下水道・農業集落排水施設等の区域におきましては、接続率の向上を促進してまいりたいと考えております。

また、2つ目の丸にありますように、整備手法の見直しにつきましては、公共下水道や農業集落排水施設等の整備計画区域でありまして、まだ整備に着手されていない区域につきましては、合併処理浄化槽による整備への転換を進めるなど、早期かつ効率的な生活排水処理施設の整備を行うことができるよう、市町村へ今後助言を行っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○内村委員長 ただいま執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

○蓬原委員 非住宅用太陽光発電ですが、認定に対する稼働率が非常に低いということ、これ新聞でもいろいろ問題になってました。悪質なものもあるとかいろいろ言われてきたんですけ

ど、この本県の場合、進んでいない一番の理由というのは何なんですか。

○川添環境森林課長 蓬原委員のおっしゃる本県のことと言われますと、事業者のリストがないもんですからそこは分析できないんですが、ただ、今回、国が厳しくしている情報によりますと、本来は事業者と設備とあと土地を審査する認定申請書を出しているはずなんですけども、それを今回6カ月ごとという6カ月ルールになりました。そのリリースの資料によりますと、経産省が言ってますのは、同じ土地に複数の事業者が認定しているとか、土地が共有されているのを同意をもたなくて、いわゆる共有状態にある土地で同意がない上で認定しているということで、それを6カ月間に出しなさいというリリースをされてます。同じ行政機関が認定してますから難しいんですが、そのリリースの資料から判断しますと、認定自体が、同じ土地に複数の事業者が認定をやっているという、それも、同意がない状態でやっているという状況が多々あるというのが見受けられるかと思えます。以上でございます。

○蓬原委員 いわゆるダブルブッキングというか、そういう状況ということですね。これはわかるんです。経産省が、この事業、非住宅用については、その情報を一緒に並行してくれないので、県としては押さえようがないんだと。耳で入る情報しか把握できてない。だから、国への要望をちゃんとしていくんだと。私は本会議でこれは説明をお願いしたつもりだったんですけども、それは、番地で申請が上がってくるわけだから、何かわかりそうなんもんですが、国に対する評価は言いにくいかもしれませんが、何かおかしい状況ですよ。何かこれ方法はないんですか。

○川添環境森林課長 方法といいますと、今、国が180日の間に、確約書と、いわゆる契約書の写しとか、登記簿の写しとかを出してくれと言っているんです。それが180日の間に出て確認できたら失効しない。180日以上出てこなかったらその認定を取り消すというのが国のやり方になってますから、推測するに、認定の段階で、証拠書類の添付をさせてない認定申請書等で認定しているのだろうと。

○蓬原委員 察するに、42円、36円、32円ですか、非常に確実にもうかる事業だということで、恐らく駆け込みでどかどかときて、認定だけ早くとってしまおうと。中には、製造コストが下がってからやろうとか、もっと悪質なのは、この権利を転売しようとか、そういうことまでやるやに聞いてて。だから、そのためには、ちゃんとしたところはどんどん進めないといけないけれども、こういう悪質なものについては、やっぱり本来の趣旨と違うことをやろうとしているわけだから、許可を取り消すなりしないといけないと思うんだけど、国が教えてくれないから何とも言いようがないんですけども、引き続き、国へは情報をこの電気事業者に流すのと同じように流すような要請を続けていただきたいと思えます。

それと、あと1件です。川南で被災をした例は、この前も委員会でちょっと質問しましたけれども、問題は、今度は将来的には、あるいは今でもそうなんですけど、廃棄物、これが廃棄物になった場合、途中での事故とか被災をしたりとか、この廃棄物の処理、これはどういうふうな処理になっていくんですか。普通の産業廃棄物ということでもいいんですか。その時点での管轄は経産省ですよ。まだ県じゃないんですよ。完成するまでは。そういうこと等々どうな

んですか。

○神菊循環社会推進課長 事業の用に用いた太陽光発電設備、ガラスくずや金属くずになるとは思いますけども、これは産業廃棄物としての処理が必要だというふうに思っております。ただ、金属くず等については十分リサイクルができるというふうに思っておりますが、ガラス部分については、やはり重金属、セレンでありますとか、ガリウムとか、そういったものがついていのおそれがある、付着しているおそれがあるということから、通常安定型最終処分場での処理ではなくて、焼却熔融施設での処理を行うという必要があるかと思っております。今現在も、ソーラーフロンティアさんでの切りくずと申しますか、端材と申しますか、そういったものについては焼却熔融施設で処理されていると聞いています。

また、その焼却熔融施設ではなくて、今現在、そういったものの中にそういった重金属、レアメタル等が入ってますので、それを回収しようとする研究なども動いているところでございまして、そういったものを見ていく必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

○蓬原委員 わかりました。

○緒嶋委員 新エネルギーというのは、太陽光とバイオマス、それと、何があるわけですか。

○川添環境森林課長 新エネ法上は、太陽光が発電と熱に分かれまして、あと小水力、バイオマス、あと風力、あと温度差とか地熱とか10項目あります。

○緒嶋委員 ちょっと熊本県は、やっぱり日本は将来的には原発はなくさんにゃいかんと思っっているんです。これはもう当然そうあるべきだと。今は当面、それは産業的な立場からいけば

やむを得んというのは理解できるけど。そうになると、宮崎県としてやはりそういう将来的な方向性の中で、新エネルギービジョンというのは、できるだけ新エネルギーを使った発電を向上させんにゃいかんと思う。新しい将来的な見通しで。そういうものを、熊本はかなり思い切って、新エネルギーを地産地消的な意味で、県で使う電力をできるだけ県で発電しようという発想をかなり強めておるわけです。やっぱり宮崎県も、新エネルギーの中でそういうものは、県の支援ももちろん考えんにゃいかんと思いますが、そのような発想を基本的なものを私は考えながら、やはりこの新エネルギーの将来像というのを、宮崎県としてはどう取り組むか、そういうものを考えていくべきだと思うんですけど、その辺の構想というか、考え方はないわけですか。

○川添環境森林課長 緒嶋委員がおっしゃる、大きい形での県が直営でという形まではまだ考えておりませんが、ただ、宮崎が誇る太陽光とか小水力、木質バイオマスにつきましては、3つのプロジェクトという形で大きく進めたいと思います。ただ、それを県が直営でやるとか、そこまではまだ考えていません。

○緒嶋委員 もちろん県が直営でやるということより、これは民間の力も、今は、メガソーラーにしても、実際はうまく機能していない形だが。将来的にやっぱりこういうものはある程度、県がやっぱり誘導するというか——これは本当は国がやるべきだと私は思うんですけども——県は県として、できる範囲内の将来性については、やっぱりそういうふうに先導するというか、そういうものが県の政策の中に私はあっていいんじゃないかなという気がしてならんわけです。特に、バイオマスなんかは、やはり宮崎県は、23年日本一の杉生産を誇っているわけ

です。これは、杉というのは、もうリサイクルがきく、再植林して、また大きくなって、環境にも優しいわけだから、そういうことを含めたら、バイオマスなんかは特に進めるという方針をやっぱり打ち出して、その中で発電を、宮崎県の電力に必要なものは宮崎県ですらできるだけ需要と供給の面でバランスをとるようにするというような、そういうような何かある意味では夢のあるものを追い求めるというのが、私は政策の中にあるべきだと思っているんです。そういうのが出てくると、また宮崎県民の将来的な意欲というかやる気というか、そういうものを誘導するというのが、やっぱり県の政策にこういうのが、新エネルギーを中心に、バイオマスあたりを中心に特にそういうものを高めていくべきだという気がするんですけど。何かそういう点を、これは、県の知事にも言って、やっぱりそれを高めていくべきだという気がするんですけど、その辺の考え方はどうですか。私の考えは間違っちゃあるかな。

○徳永環境森林部長 一応先ほど委員がおっしゃったように、太陽、それから、バイオマスもそうなんです、そのポテンシャルを生かすということ、県の総合計画の中の長期戦略の柱の1本——新エネルギー先進地づくりということで、戦略を打って、それに基づいてうちの新エネルギービジョン等もつくっておりますんで、県の大きな長期戦略の一つとして位置づけておりますので、それを推進していくというふうな方向で今後も木質バイオマスも含めてやっていきたいというふうに思っておりますが、今日は、それを今後進めていく上で課題があるんだと。そう何もかも推進していくことはできませんので、この委員会におきましては、こういう課題があった上で推進していくんだという理解を、

今の現状と課題について認識をしていただきたいということで、推進を始めたばかりの中でこの報告の事項を選んでおります。環境森林部、県としては、この新エネルギーを今後推進していくと、県の大きな長期ビジョンの戦略として進めていくことには一つも揺らぐところはないので、そういうことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

○緒嶋委員 ぜひ環境森林部の問題だけじゃないわけですが、県のやっぱり全体的な基本的な考え方の中にできるだけ環境森林部のそういう思いが政策として出てくるように頑張っていたきたいというふうに思います。

いいですか、委員長。それと、太陽光の場合は、やはり景観等の問題がやっぱり出てくるし、私は、市町村によって景観の条例とかその規制とかがいろいろばらつきがあるのも問題じゃないかなと思うとです。ある程度、県下で統一的な基準というか、それをつくるためには、こういう将来的な景観面で宮崎県はやっぱり観光的な意味も含めておるし、景観というのも守っていかないとかな面もあるわけです。その点でやはりどうあるべきかというのは、一つの検討する協議会みたいなやつで何かやって、宮崎県はこういうことを含めた景観面でやはり将来的に課題を残さないような審議会みたいなのをつくって、特にまた太陽光というのは将来伸びてくるし、景観に対する問題が大きくクローズアップされてくるので、そういう審議会的なもので審議してみるというのは必要じゃないかなという気がするんですが、そのあたりどうですか。

○川添環境森林課長 緒嶋委員がおっしゃる景観につきましては、景観法というのが平成16年から施行されてまして、県土整備部のほうで所管しております。県土整備部のほうも市町村担

当者を集めまして——宮崎県の場合は、景観法に基づく景観行政団体が市町村になってまして、市町村のほうで景観計画なり景観条例をつくるという、その今おっしゃるように、県としてのリーダーシップというのは当然必要で集めてます。その県土整備部の所管課も、うちの連絡会議に当然入っておりますので、連絡をとりながらやっていますし、景観については、どういうのがいいかということで今所管部で検討していますので、また、新たな方向性、今、緒嶋委員がおっしゃるような方向性も出るかもしれません。そういう形で検討しております。

○緒嶋委員 いろいろ問題が出てからでは後手になるわけです。だから、後手にならないためには、やっぱりそういうものを、将来を見越した対策というのを当然立てるのが行政だと思うので、そのあたりを十分検討していただきたいということを要望しておきます。

いいですか、もう一つ。生活排水対策総合基本計画ですが、これは、できるだけいろいろな計画どおり整備が進まなければいけないわけですよね。課題があって、県の計画がそのとおりにならないということにもなるわけですが、これは、合併浄化槽を将来的には広めていかなければならないわけです。やっぱり問題は、このための支援をどれだけ高めてやるか、設置を、単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえるための経費をいかに行政的な立場で支援をしていかなければ、なかなか単独でつくった人が合併浄化槽にかえたいと思いつつながら、そのコストのことでかえづらいとか、そこまできないというのが多いわけです。環境を考えた場合には、支援策をどう高めて、市町村とも協議しながらやらなければ、なかなか目標を決めても、毎年何百基かという感じでは、やはり計画どおり進

まんのじゃないかと思うんですけど、そのあたりも含めて、将来的な対策を立てようという考えはあるわけですか。

○上山環境管理課長 一番の課題につきましては、今緒嶋委員がおっしゃったとおりだというふうに私どもも考えております。単独処理浄化槽を設置されている方につきましては、トイレについては水洗トイレということで、生活を進める上では衛生的な生活をされているということなものですから、なかなか合併までの転換というのが進まない。ですから、支援策といたしまして、今年度から撤去費用——基本額9万円なんですけれども——について市町村が助成する場合は、県も応分の負担をとということで取り組んでおります。ただ、そういった撤去の分の助成は今後も充実していきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、単独処理浄化槽というのが、環境にかなり負荷を与えているんですよということを、今後は積極的に啓発していく必要もあるのではないかと、いうふうに考えておりますので、そういう支援策と啓発という二本柱で今後は進めていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 まずは太陽光についてお伺いしたいんですが、県がこの新エネルギービジョンをつくったのが平成25年の3月で、その時が70万キロワット、そしてもう既に280万、4倍になっているんですよ。この25年の3月まで、24年度に全部やったと思うんですけど、こんな差が出てしまったというのは、県として、当初のこの70万という設定したときの考え方、どれぐらいの面積を使ってもいいよという発想があったのかなと思っておりますが、この差が出てしまったことに関して率直な感想をまずお伺いしたいかなと思いますけども。

○川添環境森林課長　そもそも70万自体が、平成22年度の比で9倍ということで、当時7万5,000キロワット、これ9倍ということで10倍近くまで伸ばそうという大きな計画だったんです。今認定、丸山委員がおっしゃる280万になるじゃないかというお話、これは固定価格買取制度の金額がやっぱりメリットがあるということで、事業者が予想以上に手を挙げていると。それは、宮崎県だけじゃなくて、全国同じような状況でございまして、この固定価格買取制度の魅力で出てきたんだというふうに考えております。

○丸山委員　県の計画というものがあり、そこの差が激しいというふうになると、何かもう経産省だけがやっちゃって、県のほう、自治体におりてこないから、そのチェックが全くできない。本来は、県として、これぐらいである程度考えてますよねという、意見書みたいな、同意書、いいですよとかいうシステムをもうちょっと考えないと。これも全国的においていかないと、何かちょっと異常なぐらいのかなというふうに思っています。それは、今後、もう実際申請が出てしまったから、取り返しのつかないのかもしれないけれども、これはちょっといかがなものかなという点がありますので、今後、次の展開としては考えていただきたいなと。

あと、環境森林部で把握できているのは、林地開発が1ヘクタール以上は出てくると思っているんですけども、件数的には、実際何件そういう可能性があるかと、申請が出ているというふうに思ってよろしいのでしょうか。

○川添環境森林課長　森林法では、1ヘクタール以上の林地開発という形で、もちろん把握しておりまして、現在5件ほど林地開発の関係、

これとは別に把握しております。

○丸山委員　何か恐らくうまく1ヘクタールを切るためにやっているところが、私の地区でも結構多くて、そこはこの前の台風でも大雨が降って土砂がざっと流れてきたというのも実際あっているものですから、非常に今後大きな問題にならなければいいかなというのがあり、その辺をもう少しきめ細かなといいますか、もう少し林地開発で問題が起きる前に何か手を打てることが考えられないのでしょうか。

○水垂自然環境課長　林地開発許可の関係でございまして、これは森林法の中で規定がございまして、1ヘクタール以上を超えて開発する場合、許可するかしないか、その判断基準というのが4つの項目ございまして。一つが、災害の防止、二つ目が水害の防止、あと水の確保、環境の保全という4つの観点から審査しまして、その基準をクリアしたら許可せざるを得ないというような状況になってございます。

ですから、何らかの歯どめをかけるということは、現行法の中ではちょっと厳しいかなというふうに考えています。

○丸山委員　その基準がたしかあってわかるんです。非常に大雨が降ったときにざっと本当にもう、すぐ流れていく。ちょうど作業中は特にもう出てくる状況で、雨が降るたびに土砂が流れ出しているというのが、非常に住民からすると不安でしょうがないというのがあるものから、これはちょっと。今、申請件数がこれだけあって、今後さらにもうちょっとふえる可能性があれば、わざと1ヘクタールを切つてというところも多分いっぱいあるんだろうなというふうな思いがあるものから。何か太陽光に関して、もうちょっと目当てでし過ぎてる面があるものから、農地法がかなり厳しくて、

山のほうに移ってきていると物すごく言われており、ちょっとここはゆゆしい問題かなと思っていますので、国ともうちょっと連携して何かできないのかなというのを考えていただきたいのが一つと。

今後、恐らく出てくるのが、太陽光をつくったところに除草剤をふるということがあって、下のほうの下流の人たちが、その除草剤に対する懸念をよく話に聞くもんですから、その辺のことに關しては、何らかの立ち入り検査とか、土壌対策があるから多分この辺でできるのかなと思っているんです。どこの課が所管しているのかも余り知らないもんですから、そういう相談を受けたときにはどういう形で県のほうにアドバイスをいただければいいのかなと思っていますけども。

○川添環境森林課長 太陽光発電の事業所に関しましては、一応進めているのは私どものほうから、その間の苦情とかいう形も環境森林課のほうに一本化していただいて結構だと思います。

それと、先ほど丸山委員がおっしゃった、分割してというのが、国のほうの認定制度でも分割案件というのが大きな問題になってまして、分けることによって、電気主任技術者とか保安の面等も回避したいという事業者がいらっやいますから、そういうのはもう認めないというような形になってます。そちらのほうでは担保をするような検討が今されております。

先ほどの除草につきましても、そういう問題があれば、ただ、事業者名がわかれば事前にそういう指導ができるんですが、その事業者名がいかんせんわからないところがございまして。メガソーラーについては当然把握できるんですけども、まず、それよりちっちゃいやつがちょっと問題があるということで、今は、いずれにし

ても、国のほうに事業者の情報をくださいという形でやっております。

○徳永環境森林部長 丸山委員がおっしゃっており、うちは環境森林部ということで、森林の保全ということも一つの大きな仕事になっておりまして、メガソーラーが森林の開発にある程度向いてきているなどというのはもう認識はしております。

それで、林地開発の場合は、ある程度相当な規制を調整池、それから、防災池も含めて相当なコストをかけないとできないようになっておりますので、その辺で規制をかけていきたいなと思いますし、さらに、工事途中におきましても、その工事中の管掌をしまいりますので、森林法の中で、その辺はしっかりやっというふうに思っております。

されど、私の経験では、バブル時代にゴルフ場建設が乱立したというふうな認識がありまして、あのときも総量規制を県全体かけてやったり、いろいろやっただけですが、大規模開発ということで、*そういう要綱もなくなっておりますので。そこまでは県としては考えておりませんが、状況を見ながら、いろんなことをやっばりそこまでやるのか、もう少しこの辺を考えていくということで。やはり、最後は、県民の安全・安心な生活を守るというのは非常に大事なことで、その辺も踏まえた上で今後指導していきたいというふうに思います。以上でございます。

○丸山委員 今、本当に部長が言われたとおり、県全体として取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

あと排水対策のことについてお伺いしたいんですけども、今後の重点項目の中で書いてある

※12ページに発言訂正あり

公共下水道、農業集落排水も書いてあり、維持継続の向上ということなんです、市町村とかに聞いてみますと、特に農集排なんかは、接続率が悪くて経営が非常に成り立ってないとかという話も聞いていることなんです。それに対する県としての考え方、助成、指導の仕方というのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○上山環境管理課長 農業集落排水についてはちょっと詳しくはわからないんですが、下水道の場合につきましては、約半分の下水道事業債は、交付税措置されまして、その残りの分をやはり運営費の中で実施要領という形でやっていかなくちゃいけないんですけれども、ただ、接続率が市町村が実際計画した段階よりもかなり下回っておりまして、農業集落排水の場合が、全体で、平成25年の3月末で79%程度ということですので、かなり厳しいのかなという感覚は持っております。

ですから、私どもといたしましては、下水道部局の担当課、農政の担当課とも一緒になってヒアリング等を行いながら、場合によっては、農業集落排水を下水道のほうに接続したりとか、そういう手法もございます。そういったところを、市町村の状況に応じて助言をさせていただければなということで、今年度ヒアリング等をやっていきなというふうに考えております。

○丸山委員 この普及率というのが処理率というふうに書いてあるんですけども、今、実際人口減少が既に始まっている関係があるものから、その辺のことも踏まえてこの処理率というふうに考えているのでしょうか。

○上山環境管理課長 委員のおっしゃるとおり、人口が今後減少していくことも確実なんですけれども、私どもが数値をはじく上では、全体の人口を100とした上での割合で考えております。

要するに、その見込まれる人口を100とした場合の割合度、ですから、当然計画を策定していく段階では、そういった人口減等についてもある程度考慮すべきかなというふうな課題は持っております。

○川添環境森林課長 済みません。先ほど部長が、大規模開発行為の中で総量規制の話をしましたけども、要綱自体はまだ存続しています。取り扱いとしてはもうやってないというふうな雰囲気ですけど、要綱は生きておりますので。

○前屋敷委員 そのメガソーラーの関連でお伺いしたいんですけど、林地開発は1ヘクタール以上の場合の届け出が必要で、許可制というお話がありましたように、ぎりぎりで、開発されたときにはさまざまな課題も生じるという状況になっています。それとあわせて、この資料の中で、景観の面から、景観法でいうと、市町村が主体となって、その規制を条例などを設置して、かけていくということで、今、現在、県内では小林、都城、ここに書いてありますけれども、実際、そういう課題というか、問題というか、そういう開発が行われると。直接的に私全ては知りませんが、西都市でいえば、西都原にという話とか聞いているんですけども、実際、そういう状況も県は、市町村からそういう報告などは受けて把握はしておられるということですか。

○川添環境森林課長 県でも当然所管しています。所管部局は、当然担当者会議を頻繁にやって把握しております。

○前屋敷委員 つかんでいらっしゃる範囲で何カ所、何件ぐらいですか。1つの自治体で1カ所ということだけではないのでしょうか。

○川添環境森林課長 2ページに掲げているこの市町村が今検討しているということでございます。

まして、これも5月の下旬に開いた会議の資料等で各市町村がそういう形といたしますか、その各市町村に何カ所というところまでは聞いた資料は見ておりません。

○前屋敷委員 かなりこういった問題を聞いて、一定のやはりそういう規制がないと野放しになってしまうというふうなこともあって、先ほど林地開発の問題もそうですが、直接市町村がかかわっていけるという点ではこの景観法というものが最大という言い方おかしいですけども、直接事業所に一定の歯どめをかけるという点では、こういうことをやらなくては進んでいかないのかなと思うんです。まだ実際にそういった景観法をつくっているところは現段階ではない状況だというふうに思うんですけども、そのスピードと、その事業の皆さん方の進捗状況とか事業を進めるスピードとかの関係で、もう実際その辺のところはもう後手に回ってしまっていてできないと、規制がかけられないということもやはり想定する必要があるかと思うんです。一度それが進んでしまうと、もうなかなかそれ取り返しがつかない状況になりますので、その辺のところは、慎重な対応をしつつも急がんといかんという点では、やはり県も一定そういう条例制定にかかわって、いろんなアドバイス、助言などがどうしても必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺についてはどうですか。

○川添環境森林課長 前屋敷委員がおっしゃることは重々認識しております、その関係部局とも、都市計画課になりますけども、都市計画課もそういう意義をもって、後手にならないようにという形で今鋭意一生懸命検討して、しっかりした指導をしていきたいというふうにやっております。

○前屋敷委員 ぜひお力添えいただきながら、形あるものにやはりしていく必要がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○内村委員長 よろしいですか。ほかありませんか。

○重松委員 同じく太陽光について、基本的なことをちょっと教えてほしいんですが、綾町の土地に直接設置する場合というのがあるんですけど、これちょっと具体的にどのような形のことを言っているんですか。

○川添環境森林課長 条例上は直接自立、みずから立つという表現をされてますけども、いわゆる屋根に乗せるとかいうことじゃなくて、地面にとか、斜面につくるとかという形を規制といたしますか、制限してこういう条例になっているみたいです。

○重松委員 なるほどですね。届け出があるけど、なかなかそれを規制する具体的な歯どめはまだないということになっているということで、届け出だけという形になっているんですか。今後、それ以上開発しちゃいけませんよという具体的なあれはまだないということですか。

○川添環境森林課長 事前届出制というのは、届け出を事前にするだけじゃなくて、その中でこういうカバー、擁壁をつくってくださいとか、高さを制限してくださいという形で指導いたしますので、それなりの牽制の効果はある。

○重松委員 なるほど。先ほど丸山委員が除草剤の話もされましたけど、この除草剤とか、それから、以前もちょっと確認したことがあるんですが、鉄鋼スラグを敷地にするとか、環境問題、これも市町村がやっぱりその基準というか、ガイドラインをつくるということになっているんでしょうか。県がやっぱりそれをガイドラインをつくる方向性で考えていらっしゃるんで

しょうか。

○川添環境森林課長 敷地をどうするかというガイドライン等につきましては、県なり市町村もタッチはしてません。あくまで事業者さんのほうがどういう仕様にするかということで、ヤギを住ませたりとかいろいろございまして、雑草ができない砂利を敷き詰めるとかいろいろ工面はされているみたいですが、それに対して、こういうふうな仕様にしてほしいところまでは、市町村も県もタッチはしていない状況です。

○神菊循環社会推進課長 鉄鋼スラグの敷地の活用という面についてお答えしたいと思います。

現在、鉄鋼スラグについては、産業廃棄物という面が非常に濃いというふうに私ども判断しておりまして、となりますと、そういったものを敷地に使用するという行為は、廃棄物処理法を所管する県、それから、あと宮崎市のそれぞれの判断によって審査していくということになるかと思えます。以上でございます。

○重松委員 その状況に応じて判断をするということなんでしょうか。

○神菊循環社会推進課長 そのものの性状でありますとか、契約の状況、それから、施工の方法、そういったものをしっかり見ていくということになるかと思えます。

○重松委員 わかりました。いずれにしても、また明確な基準をお示しいただきたいと思えます。ありがとうございました。

○内村委員長 ありませんか。

○清山委員 生活排水処理率について、これは市町村別に数字が出ているものなのですか。どうか公開されたりもしているものなのでしょうか。

○上山環境管理課長 市町村別については、環境白書を私どもが作成しておりますが、環境白

書のほうで一覧表で公表しております。

○清山委員 ばらつきは結構あるものでしょうか。また、それに関して影響、それぞれのどういう事情が影響していくのか教えていただきたいと思えます。

○上山環境管理課長 生活排水処理率につきましては、一般的には市が高いような印象を受けるんですけども、これについては、逆に郡部の町村のほうが高いところもありまして、これやはり市町村がどういう形で生活排水処理率を高めていくか、それをどういう形、例えば定住対策に結びつけていくかというふうな考え方で、取り組み方にやっぱり温度差がございまして、中には、もう100%近くいってらっしゃる村もございまして。逆に非常に低い市もございまして。ですから、そういうふうな取り組みの、私どもは温度の差じゃないかなというふうに考えております。

○清山委員 環境白書に書いてあるということですが、もう少しその市町村別の取り組み状況というのが広く目に触れるようになれば、より意識も高まっていくんじゃないかなと思えましたので、また今後の計画等でも、その辺も含めて御検討いただきたいなと思えました。以上です。

○内村委員長 ありませんか。その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、暑いところをどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時2分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。本日は、総合農業試験場長の井上が忌引によってちょっと当委員会を欠席させていただいております。よろしくお願いをいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

初めに、資料はございませんけれども、私のほうから、今月9日から10日にかけての台風8号による農水産業関係の被害状況について、現段階での状況を御報告を申し上げたいと思います。

大きな被害は出なかったものの、農作物につきましては、葉タバコの損傷、それから、飼料作物のトウモロコシや飼料稲の倒伏などの被害が発生いたしております。また、農地・農業用施設につきましては、畦畔や水路の崩壊など、7カ所でそれぞれ被害が発生しております。被害額など、詳細は調査中でございますので、委員の皆様方には被害額が確定次第、また御報告いたしたいと思っております。

また、復旧事業等につきましては、適切に対応してまいりたいと存じます。

それでは、委員会資料、表紙をめぐっていただきまして、目次でございます。本日の報告内容でございますけれども、チョウザメ産業の振興についてと豚流行性下痢の発生状況等についてでございます。

詳細につきましては、関係課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。チョウザメ産業の振興について御説明いたします。資料の1ページをごらんください。

まず、1のチョウザメ研究の経緯から御説明を申し上げたいと思います。列挙してありますとおり、昭和58年が本県のチョウザメ研究のスタートということございまして、水試小林分場——現在内水面支場でございます——が、国からベステルという種類を譲り受けたことがきっかけとなったものでございます。

平成3年には地方水試として初めてチョウザメの種苗生産に成功いたしました。平成5年には、それまでの研究対象であったベステルにかえてシロチョウザメを主とする研究に転換をしておりますが、これは、ベステルでは種苗生産に成功したものの、生産が不安定であったこと、魚肉が余りおいしくなかったということが主な理由でございます。

その後、不安定ながらシロチョウザメの種苗生産に成功し、技術の向上に努めていった結果、平成16年には、人工的に育てた親から種苗を生産する、天然魚を一切使用しない、いわゆる完全養殖に成功いたしました。

そして、平成23年、シロチョウザメ人工種苗の大量生産に成功し、この年から、本格的なチョウザメ養殖の振興に着手をしたところでございます。

次に、2の養殖業の状況の(1)養殖業者についてでございます。表にお示しをしておりますように、平成23年末時点では11業者であったものが、年々増加をいたしまして、現在は21業者となっております。業者の存在しております地域も9市町村に広がっております。

次に、(2)の種苗配布尾数でございますが、

これまでの中心となる過去の5年間の実績を掲げております。魚種としては、シロチョウザメのほか、シベリアチョウザメ、ロシアチョウザメとなっておりますが、これは、チョウザメ産業の育成に当たって、より短期間で卵を持つシベリアチョウザメやより価値の高いキャビアを製造できるロシアチョウザメも飼育する必要があるとの認識で、また、養殖業者の方々も希望されたということで配布をしているものでございます。

現在、累計でシロチョウザメが4万8,000余、シベリアチョウザメが5,000余、ロシアチョウザメが2,000程度、合計で5万6,000余が配布をされております。

次に、2ページのほうですが、開いていただきまして、上の3、チョウザメ・キャビア生産・販売体制の(1)主な生産・販売体制についてでございます。

まず、左側からですが、県の水産試験場内水面支場が種苗を販売をいたします。これを、養殖業者が池入れをし、シロチョウザメでは3年目に雄雌の判別を行います。その時点で、雄の肉は、右のほうに矢印がありますけれども、養殖業者が会員となっております宮崎キャビア事業協同組合に販売を委託し、鮮魚または加工品が卸売業者を介して小売業や飲食業に販売をされております。

一方、雌は、卵を持つまでの間、残り5年程度になるかと思いますが、さらに飼育をされ、卵を持った魚全体をキャビア組合が買い取って、キャビアを製造し、百貨店、組合のホームページ、レストランなどに販売をしております。卵をとった後の雌の魚肉については、現在大幅な販売はいたしておりませんが、今後加工品として販売する予定で、現在加工業者等と協議など

さまざまな検討を行っているところでございます。

次に、(2)の県からの技術指導でございますが、水産試験場の内水面支場を中心に、養殖技術、チョウザメ雌雄判別技術、抱卵キャビア熟度検査技術、キャビアの製造技術を指導しております。

最後に4の販売状況についてでございます。まず、(1)の平成25年度の実績でございますが、キャビアにつきましては、昨年11月22日に販売が開始されまして、そのとき600個を販売いたしまして、続いて、ことしの3月8日にはプランタンコレクションとして300個を発売し、いずれも好評のうちに完売をしたところでございます。魚肉につきましては、約1,000尾を県内外の50店舗に販売し、小林市あるいは日南市では、御当地グルメの開発やイベントでのPR、販売に取り組まれているところでございます。

次に、(2)平成26年度の見込みでございます。表の中ほどになりますけれども、26年度のところでございますが、キャビアにつきましては、量が昨年の3倍程度になりますことから、販路をさらに拡大をし、イベント等での販促を組み合わせることでブランド価値を高めつつ、より効果的な販売につなげてまいりたいと考えております。魚肉につきましても、量的に2倍程度となりますことから、今まで主流ではなかったフィレの確保による販売、あるいは本格的な加工による販売、一般向けの販売も含めて販路を拡大していきたいと考えております。

今後、チョウザメ産業を着実に育成していくためには、キャビアや魚肉の生産量の増加に応じた販路の開拓等に加え、観光との連携など裾野の広い産業に育成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。常任委員会資料の3ページをごらんください。豚流行性下痢(PED)の発生状況等についてであります。

まず、1の全国の発生状況でありますけど、7月13日現在、38道県の805農場で確認され、発症頭数は約117万頭、死亡頭数は約34万頭に上っております。

表に豚の飼養頭数の多い全国上位10県の状況を示しております。発生件数では、鹿児島県の169件、千葉県109件となっております。

次に、2の県内の発生状況についてですが、表に、地域、市町村ごとにまとめております。合計の欄にありますとおり、現時点では、県全体の発生農場数は79農場、そのうち沈静化している農場は72農場となっております。

なお、右側の枠外に、これまでの発症頭数及び子豚の死亡頭数を記載しております。

次に、3の消毒ポイントの設置状況についてですが、県営の消毒ポイントを5カ所設置しておりますが、現在期間を延長いたしまして、7月31日まで設置することとしております。なお、設置期間につきましては、現在、自主消毒ポイントを設置している市町村とも協議をしているところでございます。

次に、4の畜産試験場川南支場の疫学調査についてでございますけど、別にお配りしております別冊資料をごらんください。去る4月8日に発生いたしました川南支場につきましては、宮崎大学の協力のもと疫学調査を行ってまいりましたが、今般結果がまとまりましたので、御報告させていただきます。

1ページ目につきましては、今回の調査の要旨を1枚に取りまとめたものでありますが、少

し詳しく御説明させていただきます。

2ページをごらんください。川南支場の配置図であります。川南支場につきましては色分けしておりますけど、下から管理エリア、養豚エリア、養鶏エリア、環境衛生エリアの4つに区分されております。場内に入るためには、下のほうに黒の矢印を示しておりますけど、まず、車につきましては、消毒ゲートを通りまして、人は、専用長靴の2回の履きかえや、その四角に囲ってありますけど、消毒施設でミストによる全身消毒等を行っております。さらに、赤色、今回問題になってます養豚エリアに入るためには、更衣室でシャワー、そして、専用作業服や長靴等の着用をしております。

今回問題になりました発症した分娩舎につきましては、この真ん中に黒い太枠で囲っているところが分娩舎でございます。

3ページをごらんください。疫学調査の概要について少し詳しく記載しております。1のPEDウイルスの遺伝子解析についてですが、本県発生事例の材料を用いまして、ウイルスの遺伝子解析を行ったところ、川南支場由来株と近辺農場を含む県内発生由来株の一部は非常に近縁であることがわかっております。

次に、2の川南支場における侵入経路等についてであります。まず、(1)推定発症日等についてですが、2つ目の丸以降になりますけど、飼養豚310頭から52頭を抽出し、4月9日から計3回採血し、血清中の抗体価を比較しております。その結果、この丸のちょっと最後のところになりますけど、分娩舎のみにウイルスが侵入、あるいは感染が成立したものと推察されました。

その下ですけど、臨床症状及び症状の進行程度から推定発症日は4月7日ごろ、ウイルスの侵入時期は3月下旬から4月6日ごろと考えら

れております。

一番下に記載しておりますけど、なお、発生当時、分娩舎にいた豚以外には、抗体陽性は確認されてないことから、川南支場の場内の防疫対策により、豚舎間のウイルスの蔓延は防止されていたと推察いたしております。

4ページをごらんください。(2)要因ごとの調査結果についてであります。①家畜関連、②飼料関連、③敷料関連、④堆肥関連につきましては、ウイルス侵入の要因としては、可能性が低いと考えられました。⑤野生動物関連につきましては、川南支場内でネズミやカラス、猫が確認されております。特に、ネズミにつきましては、分娩舎に直接出入りしたことによる機械的なウイルス伝播の可能性は否定できないと推察されたところであります。

5ページをごらんください。⑥環境関連であります。1つ目の丸になりますけど、川南支場で症状が確認されました4月7日までに、川南町内では8例の発生が確認されており、うち6例は川南支場から2.5キロメートル以内の距離にありました。特に、近隣の発生農場では、川南支場へのウイルス侵入が推察される期間に、農場内でウイルスがふえていた可能性が推察されております。

2つ目の丸ですけど、近隣の発生農場の出荷車両が川南支場の周辺道路を通行しており、周辺環境が汚染されていた可能性は否定できないと考えられております。

次に、⑦人関連でありますけど、川南支場の入場や養豚エリアに入る際の防疫措置につきましては、先ほど配置図のほうで御説明したところですけど、人や物等につきましては厳密に消毒等が行われていることから、川南支場の外部からのウイルス侵入の可能性は極めて低いと推

察されております。

しかしながら、近隣農場の発生によりまして、養豚エリア内の環境が汚染された場合、シャワー後の着がえた衣服等にウイルスが付着し、豚舎内にウイルスを持ち込む可能性は否定できないと考えられました。

次に、(3)考察であります。ウイルスの遺伝子解析から、川南支場と近辺農場のウイルス株が近縁でありますことから、近辺地域におけるPED発生による地域内のウイルス量の増加によりまして、①でございますけど、養豚エリア内の環境がじんあい等を介してウイルスに汚染された結果、野生動物や人等による機械的伝播により、分娩舎にウイルスが持ち込まれた。あるいは、②でありますけど、ネズミ等の野生動物により、直接分娩舎にウイルスが持ち込まれたものと考えられたところであります。

6ページになります。最後に3の今後の対応についてであります。今回の発生を受け、川南支場では、ネズミ等の野生動物対策の実施や、伝染性疾病の流行時には、これまでの対策に加え、豚舎に入る際の防疫服の噴霧消毒等も実施するなど、より一層の防疫対策を講じることとしております。

なお、川南支場では、①の入場時、②の養豚エリア入場時、③の豚舎入場時、④の各豚舎ごとという各種の防疫対策を行っており、これらは豚舎間のウイルス蔓延の防止に有効であることが明らかになっております。

そこで、これらの防疫体制を参考に、一般の農場でも利用できる農場内防疫対策を取りまとめ、今後の防疫指導に活用していきたいと考えております。

説明は以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○蓬原委員 キャビアについて、先般の本会議でも二見議員でしたか質問があったようですが、ライバル、他県の状況を概略を、その後の進展等あったと思うんです。たしか島根がやっている、あるいはほかにも何県かあったように聞いてます。島根でやっているのはたしかNHKでやりました。

○成原水産政策課長 現在、我々が得ております情報によれば、列挙していきますけども、主に有名どころというところであれば、茨城県、それから、先ほども委員のほうから御指摘がありました岡山県、高知県、あと岐阜県、そういったところに少しずつ業者がおられるということでございまして、全体的な情報であれば、現在67業者程度が全国にいるのではないかというふうに考えております。

○蓬原委員 これは、本県の場合は、非常に力を入れてこられて、100億円というふうな目標を立てておられますが、他県の場合は、これ民活ですか。それとも、この今おっしゃった4つ、5つですか、これは、やっぱり県で同じように、水産試験場で力を入れてきて開発されてきたということでしょうか。その種苗の提供はどこがどうしているのかということと。

○成原水産政策課長 これも我々が得られる情報を総合して判断すればということなんですけれども、一般的な種苗供給については、県がかかわっているところはないと承知しております。民間業者のほうが、種苗技術を持った民間業者が全国に種苗を供給しているという体制がメインなものではないかなというふうに考えております。

○蓬原委員 島根は出ませんでしたけれども、NHKがやってたときには、筑波のどっか種苗

を生産するところがあって、こっから邑南町というところでしたか、何かやっているというふうなこともありました。

その100億円という目標を立てておられて、非常に好評を博して、魚肉ともども売れたということなんです、その市場の規模、いわゆるこれからの100億円という目標を達成する中でどうなんでしょう。他県との競合が果たして本県の売り上げを目標どおりに伸ばしていくのに、何か弊害になるのか、それとも、まだまだ市場のキャパは非常にあって、お互いにやっていくことで、まだまだ全国的に、例えば何千億円か何兆円か知らんけど、そういう市場の産業になる得る可能性について、どういうふうにお考えなのかちょっと教えてください。

○成原水産政策課長 御存じのように、チョウザメが従来乱獲をされて、ワシントン条約の規制に入ったということで、現時点で生産量がかなり減少しております。例えば、日本で市場の規模を申し上げますと、日本の輸入のピーク時が大体56トンぐらいを輸入していたものが、現在の最新の情報では、平成24年の輸入データですけれども15トンぐらい——これも若干養殖生産が増加したということもあって、最低のラインから少し回復した状態ということですが、まだピーク時からすると相当な差がありますので、市場開拓というか、市場の可能性としては非常に高いものがあるというふうに考えております。

○蓬原委員 その目標の100億円です。これは、今の市場の状況からいくと、目標どおりに達成できるというような見込みでしょうか。

○成原水産政策課長 先ほども少し触れましたけれども、世界的にチョウザメの天然採捕が規制されているという状況があって、養殖生産が

かなり増加をしている傾向でございます。このため、すんなりと目標達成というわけにはいかないところもあるかと存じますけれども、私どもとしては、当初の目標を達成すべく品質の向上等努めながら販路開拓をしていき、目標達成をしていきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 頑張ってください。

○緒嶋委員 チョウザメ、目標達成に努力されるということはいいことですが、この養殖業者をやはりふやさなければ、この21業者で100億を達成することは可能なわけですか。

○成原水産政策課長 100億を達成する構想、見積もりの中では、毎年5万尾を池入れするというのが前提条件になってますので、現在のところ、先ほど申し上げました数字からいうと少し及んでいないところがあります。これを毎年キャビアを生産するまでの魚、ほぼ10年ぐらいかかるわけですが、その魚を保有する必要がありますから、まだまだ道のりは遠いものがあるんだろうというふうに考えております。

○緒嶋委員 今のところ、その養殖業者が今後かなり見込みとしてはまだふえなきゃいかんと思うんですけど、その可能性はどのように考えておられますか。

○成原水産政策課長 昨年、キャビアを初めて売り出して、実際の市場に触れることができたという中で、ことし、先ほど申し上げたように3倍以上量がふえますと。さらに来年はふえますというような状況にある中で、ここで一旦私どもとしてはいろんな情報を整理をして、再度、目標を100億に向かってどのように進んでいけばいいのかということ整理した上で育成を図っていく必要があるというふうに考えています。

現在でも、さまざまな問題があります。例えば、養殖の場所の問題、それから、水の確保の

問題、それから、投資の問題、いろいろと山積はしておりますので、ここを総合的に整理をさせていただいて、新たな目標、道のりのロードマップみたいなものを提示をする必要があるんだろうというふうに考えております。

○緒嶋委員 そういう課題解決が先に進む一つ的前提になろうと思うんですけども、そのようなことはもう早目に大体課題はわかっているんじゃないかなと思うんです。それを見越した上で、25年と26年は養殖業者は変わらんわけですよね。21、21で。ということは、このあたりを、課題を解決することでふやさんにやいかんわけですよ、ある意味では。それぞれの21業者の体制を強化するということも必要だと思うんですけども、そのあたりの結論をもとに課題解決の将来見込みを含めて、そのあたりをやはり次のステップに生かすということは、もう将来的には可能というふうに思っておられるわけですね。

○成原水産政策課長 あくまでも現時点の課題を解決すればということになると思うんですが、全く解決できない不可能ということではないと思いますので、可能性はあるというふうに認識しております。

○緒嶋委員 では、ぜひその可能性を追求して、100億というのはすばらしいことですので。やはり、どういう形で支援もするかというようなことと、技術的にまだもうちょっとチョウザメの飼育がしやすいとか、水温の問題とかいろいろあるということも聞いております。ぜひ努力して、やはりほかのところは民間がやっておるけど、宮崎の場合は、言えば県が中心になってこれだけ、指導を中心に頑張っておられるので。これはもうぜひキャビアの量をふやさなければこの100億は達成できんわけですので。結果とし

て、宮崎の場合、100億を達成するためには、キャビアの量としてどれぐらいあればいいわけですか、これ値段にもよりますけど。

○成原水産政策課長 我々の試算によりますと、最終的にキャビアが約35トン程度、魚肉については*45トン程度でほぼ100億になるという見積もりをいたしております。

○緒嶋委員 それは、今のところまだ50キロでしょう。26年度のキャビアの見込みが。これは、もうちょっと量からいけば天文学的な数字でふえていかんと35トンにはならんんじゃないかと思うんですが、将来的にそれはいつごろになりますか。

○成原水産政策課長 まず、先ほどの魚肉の量を45トンと申し上げましたけども、450トンの誤りでございましたので訂正をさせていただきます。

それから、いつごろというお話でございますけれども、かなり年数が必要であろうというところで御理解をいただければというふうに考えております。

○緒嶋委員 わかりました。余り言ってもあれですけど、相当急カーブで上昇しなければ、なかなか35トンというのは、これはもう天文学的な数字じゃないかなという、50キロからすれば700倍もふやすということは、それでもいいことだと思いますので頑張ってください。応援します。

○井上委員 先日ちょうど行ったんです、これに。人口減少の特別委員会で行かせていただいて。本当に一生懸命やっていただいて、丁寧にやっておられるのが物すごく好感度アップなんですけど、私は余り追い立てるようなことだけはやめていただきたいと思うんです。やっぱりブランド確立をして、その品質をずっと守ってい

ける体制をどうつくり上げていくか、そして、それをまた数をふやしていくのにどうする——寺田さんも物すごい自信持っておりますので。だから、そこをきちんと見守れる体制がどうか、そこを守り通していける体制を県が持てるかどうかということが大事だと思うので、そのところを1点確認しておきたいと思います。

○成原水産政策課長 委員御心配のところを解釈させていただければ、県の職員としての技術的な維持というところが一つあるかなというふうに考えております。

私ども、やはり内水面支場ばかりではなくて、青島の本場のほうも含めてキャビアの品質向上、それから、技術の維持というところはしっかりと伝承をし、維持をしていきたいというふうに考えておりますし、これを、技術移転するキャビア組合のほうの体制も、より安定して、より全県的な体制へと導いていくように今後とも努力を続けていきたいというふうに考えております。

○井上委員 今の御言葉どおりだと思うんです。その体制をきちんと本当につくれるかどうかということ——宮崎のこのキャビアのせっかくいいものできているわけだから、それを今後ずっと守り通していけるかどうか。そして、100億に仕上げていくかどうかというのは、そのことだと思います。それぜひ徹底的にやっていただきたい。そして、ある程度、そういう意味での県として支援が必要なものについては、やっぱりきちんとするべきものについてはしないといけないと思うんです。だから予算確保も含めて、そこは農政水産部、やっぱりきちんとやるべきではないのかなというふうに思います。何か誰彼が全部やればよいということではないん

※このページ左段に発言訂正あり

です。だから、伝承というのはもう非常に難しいと思うんですが、その品質確保ということについては徹底的にやっていただきたいと思う。これは、細心の注意でやっぱりやっていただきたいというふうに思います。何かそごが出ないようにはしていただきたいというふうに思っています。

それと、もう一つは、この魚肉のほうなんですけど、魚肉をどう消費拡大のほうに持っていか。そして、ブランドというふうにするのか、非常に親しみやすいものにしていくのか、そこにもよるとは思うんですが、やっぱりもっと宣伝というか、発信していただいて、この魚肉のおいしさ、それから、どういう食べ方だとみんなが喜んでいただけるかとか、そういうものも含めて。ちょっと一部の人が今珍しがって食べるだけでは、なかなか消費拡大にならないと思うので、そこをどうしていくのかというのがちょっと知りたいところなんですけど、それはどういう、対策含めて何かあるのかどうか。

○成原水産政策課長 魚肉については、これまで消費者の目に認知度が低いというところがございますので、まずは知っていただくということが必要なんだろうというふうに考えております。その意味で、私どもとしては、市町村の連携体制というものを昨年つくりまして、今、小林と日南で突出してやられてますけども、そういう地域おこしのところも含めて魚肉を活用していただいて、多くの皆さんに知っていただくという部分。それから、ブランド価値も含めて、より高価な食材としての訴求という部分で、レストラン等を中心として、シェフの技術も含めて提案をしていく、提示していくという2つの大きな流れを今つくっているところでございます。

まだまだ宮崎には浸透していない状況ではありますけれども、東京、それから、福岡、それから、宮崎と、そういう拠点で取り組んでいき、成功を拡大をしていきたいというふうに今考えております。

○井上委員 島津重富荘のフレンチレストランのオトヌというところですが、あそこは、うちの西米良のシャケを、物すごく高付加価値をつけて提供しているわけです。そして、ソースは、日向夏のソースを使っているわけなんです。私が行くと、必ずその西米良のシャケが出てくるわけなんですけど、日常的には、私あんまり目に触れてないわけです。西米良でそんなのやっていたというのを私もあんまり知らずに、逆にそのオトヌで初めて聞かせていただいて、こんなにおいしいものなのかっていうのを実感させてもらったわけなんですけど、提供するところと、それから、その仕上げ方によっては、そのチョウザメのお肉はあっさりしているけれども、何かほかの提供の仕方というのは非常に必要なのではないかという。だから、さっき言われた有名シェフの方も含めてそうだけど、何か何段階かに分けて、このキャビアの、それと、加工していくところの人たちとの関係とか、いろいろ考えて、これが450トンまでもっていくには、やっぱり相当食べていただかないと。そして、それにみんなが興味を持っていただけるようにしていく必要というのがすごくあるのかなというふうに思います。いろんな意味で、人の目に触れ、人の口に上っていくようなところに提供していく、そういうことを徹底的に努力をしていただけるといいのかなというふうに思います。だから、キャビアの価値があるということと、チョウザメという名前聞いただけでもすごいというふうな認識もあるので、だから、それを、一つ

セットにしながら、いろんな意味で対策をちょっと丁寧にやっていただけるといいのかなと。久々水産のヒットじゃないですか、これは——だと思えます。久々の言い方が悪かったと思いません。訂正したいと思えます。でも、これっていいと思うんです、魚に興味を持っていただくというのは。だから、そういう意味でいう、ちょっと何かできないのかなと。もうちょっとセンセーショナルにという言い方は少し変なんだけど、何かあつてぎょぎょというぐらいの、それぐらいのをしていただけるといいなと思っているんですけど、まだ何かあれば。

○成原水産政策課長 我々も、ちょっと目立ち方が少ないという御意見だと思いますけれども、例えば、宮崎のシェフズクラブの柏田シェフなんかに御指導いただいて、宮崎県内で定番として食べられるような箱寿司みたいなものをつくりましょうという取り組み——結果的には、宮崎市内のお寿司屋さんとか料理店の方だったんですが、そういうところでお披露目をして、実際に使っていただくような料理講習会的なものを開催をしたりしております、そのようなことを徐々に拡大をしていき、販売拡大のイベント等、効果的にそれに組み合わせていくというようところで知っていただいて、その特徴を生かしたいというお気持ちを料理人、シェフの方に持っていただくというところで、一つは拡大をしていきたいなというふうに考えておりますし、地域での盛り上がりというところもあわせて、今後とも一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

○井上委員 キャビアは静かに、そして、魚肉は派手に、これをよろしく願いしておきたいと思えます。

○丸山委員 引き続き、このチョウザメについ

てなんですけど、この1ページの下の方でわかるとおり、種苗の供給が今は安定しているように見えているんですが、5年間だけでも、かなり波がありますよね。本当に、養殖業者さんからすると本当に安定して稚魚がもらえるのかというのが非常に心配を時々聞かれますけども、これは確立はしっかりできているのかどうか。あと、今の方がいても、次の新たな方がその稚魚を生ませる技術能力をちゃんと、技術移転がうまくいっているのかなという、そこをお教えいただくとありがたいんですが。

○成原水産政策課長 供給につきましては、ある一定のサイズであれば、5万尾のその供給というのは可能なんですけど、今は養殖業者の方を支援する、育成していくという過程ですので、大型種苗の需要というのもかなりあるものから、そういう大型にした種苗供給ということになりますと、若干5万というところが厳しくなっていて、2万5,000程度になるような状況もございます。

しかしながら、現時点の養殖業者のニーズについては、十分お応えできているのではないかなというふうに考えているところがございます。

○丸山委員 私は、地元の小林のほうから聞いたのが、2,000と3,000とか、全体で小林8,000尾ぐらいお願いしたいということなのに、対応できないというふうに支場から言われているらしいです。今の課長の答弁は、安定して大丈夫ですよということなんですけど、その辺の現場と養殖業者が思っているのがちょっと違うなというのがあるものですから。その養殖業者が、ことし、平成26年度にどれぐらい欲しいというのは、恐らく前の年にどれぐらい欲しいというのがオーダーがあるシステムになっている——どういうふうなシステムになっていて、それに向

かってどのような種苗をつくる計画があるのか。今後、養殖業者がどんどんふえていけばふえていくほど、オーダーにどうやって対応できるのかなというのは、その辺のシステムがちょっとわかりづらいもんですから、ちょっと教えていただければありがたいかなと思っております。

○成原水産政策課長 基本的には、養殖業者の方のニーズを聞いた上で生産計画等を立てて、そして、できた魚の数に応じて公平に配分をしていくという仕組みだろうというふうに考えております。

○丸山委員 今は26だからどうにかいいかもしれないけど、これがふえてくれば本当に対応できるのかというのが非常に心配なのと、私も井上委員と一緒に、この前ちょっと内水面支場に行かせていただいたんですが、危機管理のことを考えると、あそこは盗難防止はついているけども、水質に関しての、もし、仮に、誰か夜ぼんと、いたずらか何かでされてというのがあった場合には、全くそういうのはしていないような感じに見受けられたもんですから。そういう本当に大丈夫なのかというのを考えると、今後の対策としては、種苗がしっかり供給ができないと、養殖業者は一番迷惑被りますので、その辺のリスク管理はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○成原水産政策課長 小林分場だけでは、やはり親魚の確保、親魚の確保が一番ポイントになると思っておりますけれども、このあたりが危険があるということで、私ども、この事業の中で、養殖業者が持っている抱卵をした親魚、これを一定の値段で買い取って、それを産卵親魚にするという体制もとっているところでございまして、いざというとき、何かあった場合には、そういうふうな形で対応させていただきたいというふ

うに考えております。

○丸山委員 牛のほうでは、今、西米良等リスク管理ということで分けてやっていますので、将来的には、そこまで考えて、リスク管理もしっかり今後はやっていただければなというふうに思っております。

そして、もう一つが、今後、養殖業者がふえてくればくるほど、いかに技術を本当に指導してくれるのかというときに、今のマンパワーで足りるのかなと。県内全域に広がっていますので、どれくらい巡回、現場に行つて指導もしなくちゃいけないかなと思っているんですが、どういう構想を持って、今の現場の人数で本当に足りているのか。また、今後、本当に100億円産業にするために人間的なマンパワーが必要ではないのかなと思っているので、その構想があれば教えていただくとありがたいかなと思いますけども。

○成原水産政策課長 現時点で十分回れているかどうかというところは、なかなか必要十分条件か十分条件かというところもあると思っておりますけれども、だんだん養殖業者の方がふえてきますと、当然、県庁の職員だけでは間に合わないということになるかと思っておりますので、私どもの考え方としては、養殖業者がつくるキャビア事業協同組合の体制、職員の中に、そういう技術を持った人間を育てていくということで、広範な組合員指導という意味も含めて体制がとれたら一番いいのではないかとということで、現在そのような形で進めているところでございます。

○丸山委員 今、組合のことも少し話が出ましたけども、残念ながら、うちの地元の小林のメンバーが、養殖業者さんが組合のほうに入っていないもんですから、非常に私も中に入つて今どうにかうまくいくようには思っているんですけども、今後の課題として、キャビアをしたとき

に、やっぱり組合員じゃないとキャビアにはならないという話がよく聞いているんですけども、その辺の今後の非組合員についての取り組み、接触を、今どういう形でやっているのかというのを伺いできればなと思っているんですけども。

○成原水産政策課長 私どもとしては、キャビアのブランド価値を高めるためには、やはり県内で一本の、一元化した体制が望ましいという考え方で、チョウザメが養殖し始められたころ、平成16年以降ですけども、養殖技術の研究会やら販売促進の協議会やらという礎をつくりつつ、キャビア事業協同組合の形に持っていく基盤づくりというところをやってきたんですけども、最終的に、現時点では残念ながら2つの体制になってしまったということです。やはり、ブランドをきちんとつくっていくためには一元化が望ましいと考えておりますので、引き続き、加入についてのいろんな障害を取り除く努力をしつつ、意見交換なども含めて一元化に向かって我々促進をしていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 ぜひ私自身も努力をしていきたいと思っておりますが、県のほうもまた組合のほうもしっかりと指導をしていただくようお願いしたいと思っております。

キャビアについては以上です。

○井上委員 丸山委員のマンパワーの関係でちょっとお話を聞かせていただきたいんです。キャビアと直接じゃないんですが、この内水面支場の関係のことで、実は、この前行きましたときに、非常に私はもう逆にまた興味持たせてもらったんですけど、あそこでニホンウナギの研究をしておられるんです。あれは、結構いけるんじゃないですか。あれは、あのまんまに

しておく、ただ、ちょっとちまちまとやってしまうともったいない研究だと思うんです。丸山委員から出たマンパワーの問題含めて、あれがどこまで研究が、まだ成果が出てないので、今研究中なのであれですけど、今後、ニホンウナギは今もう絶滅みたいなことまで言われているような状況の中で、これはまた一ついい着眼点だと思っており、非常に丁寧に研究しておられます。実は、特別委員会の際にウナギのほうも聞いたかったんですけど、もうそのウナギを聞くまでもなく、もう個別にその説明をしていただいたところなんですけど、やっぱりそういう意味でいうと、今の研究がまた花開いていくようにしていくには、やっぱり農政水産部を挙げて少し金も取ってこない、県は。だから、そこは恐らく部長でいいんですが、部長、金取ってください。予算をがつつり取らないと、なかなかさっきのマンパワーから、それから、何か本当にセキュリティーの問題とかも、リスクの問題とかも出ましたけど、行って見て本当にそれを思いました。それから、もう金が泳いでるようなもんだから、そういう意味でいうと、そこをどう本当に仕上げるかというときには本気で仕上げないと、なかなかだなど。

ウナギももうこれは捨てる研究だと本当に思いました。専門家みたいな方が1人いらっしゃる、あの方がやっぱり今後続けてやっていかれるんだと思うんですけど、期待をしたいと思うんですけど、そのところ部長いかがですか。

○緒方農政水産部長 確かにニホンウナギの問題は今大きくなってますので、これはしっかり我々も取り組んでいくべき問題だろうと考えてます。

それから、チョウザメについても、フードビ

ビジネスですと一番成功しつつある事例じゃないかとも考えておまして、そういった長年の研究が必要でしょうから、そういう研究に対しては、やっぱりしっかりと我々も目を向けて、必要な産地と接するなどの対応、それから、人材育成、こういったものをしっかり見ていきたいと考えております。以上でございます。

○井上委員 やっぱり予算をきちんと確保してください。

○緒嶋委員 PEDのことやけど、これ沈静化しつつあるということは大変ありがたいし、発症率も鹿児島より宮崎県は低かったというのはよかったと思うんですけども、問題は、この発生したのを、川南の場合は、ネズミ等の野生動物が関与したということがあるというようなことですが、これは、この報告書のとおりだと思いますので、ぜひ一般の養豚農家がやっぱりこういうことを参考にしながら、防止対策というか、頑張ってくださいと思うんです。発生した農家が――宮崎の場合は79件発生したわけですが、経営的にやはりうまくやらんと、このまま養豚農家がもう少なくなるんじゃないかなという気もするんですけど、この支援策というのは、この発生した農家の経営状況はどうなっておるわけですか。

○坊園畜産振興課長 今御質問のありました発生した農家の経営状況ということなんですけども、今79件発生しておまして、発生した以降、4月から農家さんに対して、経営状況とかいろいろ御相談をお受けしますということで問い合わせをいたしております。普及センターとか、それから、広報とか、県のほうで対応しているんですけども、あと個別の相談会もやっっておまして実施しております。7カ所で経営相談会を実施しまして、23件の方から御相談を受け

ております。この中には、資金貸与が欲しいという方もいらっしゃいますし、特に影響なかったんだけど相談をしたいということでありまして、現在、経営支援対策といたしましては資金貸与という形でやっておりますけども、この23件の中で16件ぐらいが資金を少しお願いしたいということで相談を受けております。実際、その中の4件ほどが資金の借入れの段階といたしますか、いろんな手続に入っておりますので、こういうことをしっかりとやってきて、農家の経営支援をやっていきたく思っています。

○緒嶋委員 やはり相当厳しい人もおるんじゃないかなという懸念もありますので、ぜひそういう支援対策を。法定伝染病じゃないからなかなか難しいところもあると思うんですけども、ぜひ融資等を含めて対策はやっぱり立てる必要があると思いますので、今後とも注視して、見守りながら対策を立てていただきたいということをお願いしておきます。

○丸山委員 PEDのことについてなんですけど、先ほどネズミ等というのが書いてあるんですが、なぜ分娩室だけに入ったのか。ほかのところは、ネズミ等が入らないようなものの施設になってたのか、それをちょっと教えていただくとありがたいかなと思うんですが。

○久保田家畜防疫対策課長 分娩室内だけで感染といいますか、そういう理由につきましては、先ほどちょっと説明をのこしてしまっただけなんですけど、5ページをごらんいただきますと、5ページ目の一番下のなお書きの部分でございます。分娩舎に限局した理由ということで、①ですけど、川南支場では、常時分娩ではなくて、分娩を年に数回集中させる体制をとっております。それで、分娩舎を使っている期間と使っていない期間があるということで、分娩舎を使っている

期間についてはネズミの好む餌が当然ございます。だから、ネズミが分娩舎の内部と外の環境を出入りしていた。当然、餌がない時期には全部出ていくわけですから、そういうことが1つ考えられると。ほかの豚舎につきましては、常時餌がありますので常時ついているだろうと。

それと、②なんですけど、分娩舎では、当然発症いたしました哺乳豚、生まれてすぐの分ですけど、それは、ウイルスに抵抗性が弱い部分が飼われております。それと、ほかのとこの親豚とか肥育に比べますと、哺乳豚というのは、生まれてから抗生物質を打ったり、耳刻といたしますか、耳を切ったりということで、接触する機会が多い豚だという形で、2点で推測しているところです。

○丸山委員 具体的に今後ネズミ等が入らないように侵入防止をやるということなんですけど、どんなことをやろうと考えているのか。また、今後、県内で79件発生しているんですけども、それに対してどのような指導を、同じようなことをやってくださいとか、もしくは、全部で532農家ありますので、そこにちゃんとした、そういうネズミ等が入らないよう補助体制も考えていらっしゃるのかも含めてお伺いできればと思っていますのですが。

○久保田家畜防疫対策課長 今回の検証でいろんなことが少し見えてきているんですけど、一番は、農場内に持ち込まないというのが一番なんですけど、仮に持ち込んでも豚舎内にウイルスを持ち込まないという対策が必要だと思います。これは、今回、川南支場で、分娩舎の中に感染豚がいながら周りには移っていないという。これは、特別なことをやっているわけではなくて、エリアの中に1回入ってしまいますと、長靴の交換であるとか、豚舎ごとに長靴交換する

とか、豚舎ごとに手を洗うとか、それとか、分娩舎は特に弱いから、衣服は、入るときには別なものを着がえるとか、そういう対策で中では動いていないということですから、これは、今から一般農家にも十分通用する方策だと思います。

それと、発生農場において、いかにウイルスをふやさないかということが、またもう一つの対策になっていくと思います。これは、今推進してますワクチンも大分充当してきましたし、それと、発生豚舎と発生していない豚舎の区分でありますとか、例えば、野生動物とかというふうに考えますと、発症豚のふん便の中にウイルスが出てきますので、排泄物に触れさせないと、発生農家で、堆肥舎に防虫ネットを張るとか、そういう対策が必要になってくると思います。堆肥は当然完熟して熱を上げてウイルスを殺すとか、そういう基本的なものを一個一個積み上げることでリスクはかなり減らせるんじゃないかというふうに今回思っているところがございます。

○丸山委員 よく鳥インフルエンザが発生したときには、防鳥ネットをしっかりとやると、補助事業等いっぱいやっているんですけど、その辺の指導なんかは、今どのような形を考えているのでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 消安交付金等の増額等もございまして、その中で防鳥ネット等も対象に今後していきたいというふうに考えてます。

○丸山委員 ぜひ衛生管理を徹底するためには、まず、外部から入らない、ネズミとかも入らないような形でチェックをしていただいて、もし必要であればやっていただきたいと思っています。

あともう一つ心配なのは、今後、次の冬場に

かけて、もう一回来たときには大きな発生になるんじゃないかというふうな、よくうわさといえますか、聞いているんですけども、その辺の危機感というのをどのように我々は認識すればいいのか。また、農家に対してどのような形で県としては考えているのかをお伺いできればなと思っておるんですけど。

○久保田家畜防疫対策課長 次のシーズンに向けてなんですけど、PEDについては、口蹄疫等と違いまして殺処分等を行いませんので、だから、ウイルスが少なからずいるということを前提にした対策ということが重要だと思います。だから、万一のためのワクチン接種の推進でありますし、今後、家畜防疫課・部の職員等が養豚農家の巡回指導等も行う予定にしております。だから、その中で今回のことも含めてきめ細かな対策を打っていくという形になっていくと思います。

○丸山委員 今回の宮崎内で発生した、何となくよく言われるのは、屠場での感染があるんじゃないかと言われていています。屠場の消毒をしているんですけども、そこでうつってしまったんじゃないかといううわさも聞くもんですから、そこを徹底的にもう一回改めて基本に戻っていくことが必要だと思っているんですが、その辺の改善点をこうやりましたとか、やってますとかというのが今あるんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 やはり、今打った養豚業界というのは一貫経営ですので、ほかの農場との接点というのはある程度限られてくると思います。それで、やっぱり屠畜場というのは一番交差する部分であると認識しておりますので、今、家畜防疫員がもう定期的に抜き打ちみたいなもんですけど、消毒のところにお伺いして指導を継続しているという状況になってお

ります。その中では、一応過去からの報告では、以前に比べかなり厳密に農家さん自体も、業者さんですか、運搬業者さんはかなり厳密にやられているというふうに報告は受けております。

○丸山委員 ぜひ徹底的に、もうこれ以上苦しめないためにも、今のうちからしっかりやっていただきたいかなと思っております。出ないことが一番いいことではありますが、出たときには、早急に対応ができるように頑張っていたきたいと思います。

○前屋敷委員 今後の対策で今お話にもあったんですけど、今度のPEDは全国的にも38県発生をするということで、本当に年末から集中して広がってきたわけです。ですから、やっぱり今お話にあられましたが、私、ワクチンの接種での対応というのはもう欠かせないんじゃないかというふうに思うんです。以前は、国が一定の補助をしながらワクチンをという状況があったと聞いているんですけども、それをやはり復活させるといいますか、農家負担も出てきますので、やっぱりここが徹底して行われることがまず発生を防ぐ第一だというふうに思います。国にもやはり強くその面は要望して、国の施策として進めていくということが必要かと思えます。そのところはぜひ県からも強力に要請もしながら、やはり、農家にとっても大変な状況になりますので、今回の状況も踏まえながら、そういう方向を強めていただきたいというふうに思います。

○清山委員 この疫学調査の解釈について、これが間違っていると今後の対策が間違ってしまうんですけども、ちょっと甘いんじゃないかなと思うところがあるんです。今後の対応で、防護服の噴霧消毒も実施するなどの一層の防疫対策を講じることと、あと今回は、豚舎間のウ

ウイルス蔓延防止に有効に機能していることが明らかになったという2点が上げられているんですけども、まず、分娩舎のみで発生したことについて、餌と接触回数が多いことが上げられているんですが、ほかの豚舎では同じ餌を使っていないのかということと、あと、接触とは別にして、離乳豚とか哺乳豚の罹患率というのはそもそも高いのか、母豚と一緒になのか、その点ちょっと教えていただければと思います。

○久保田家畜防疫対策課長 餌につきましては、ここに一番ネズミが入りやすいと言われているんですけど、分娩舎におきましては、餌づけ用飼料という、ミルクが多い飼料、そこを使うものですから、そこにネズミはかなり嗜好性を示すというふうに言われております。

それと、あと離乳子豚の事故率なんですけど、一般的な農場においては1割強ぐらいは出荷までに死亡するのはあるというふうに言われております。

○清山委員 いや、罹患率。

○久保田家畜防疫対策課長 ウイルスの感受性という部分は、なかなか宮崎大学の先生ともかなり議論になったところなんですけど、子豚ということで、ウイルスの抵抗性は弱いという形で宮崎大学から助言いただいた部分でございます。

○清山委員 そしたら、4ページに、飼料は、分娩舎の母豚以外にも供与されたと書いてあるんですけど、その分娩舎のみに使われるネズミが好きな餌があるということですよ。だったら、済みません、その理解ですと、今後の対策というのは、罹患率が高いかもしれないし、接触回数も多いかもしれないし、ネズミが好む餌も多いということで、今後、ほかの農家さんが気をつけることで。これでわかるのは、ほか

の豚舎よりももちろんそうですけども、集中して分娩舎に防疫対策を実施するということが、今回に関してわかったことなのかなと思います。

あともう一点は、豚舎間のウイルス蔓延防止に有効に機能しているかどうかというのは、この調査結果からは、それはわかんないじゃないかなと思うんです。たまたま最初に感染に弱い分娩舎に感染して、それを早期に発見して、そこで食いとめられたからであって、もしそこにずっと蔓延してたら、ほかの豚舎に広がったかどうかというのは、全く推測の域を脱しないわけで、この豚舎間の蔓延防止が有効だったかどうかというのはわからない点じゃないかなとも思ったんです。

○久保田家畜防疫対策課長 豚舎間の蔓延防止の部分なんですけど、その根拠につきましては、抗体検査を4月の8日に確定しているんですけど、9日、23日、5月の14日ということで、1カ月以上、最終の採血になってます。それで、5月の14日の時点でも、ほかの豚では抗体は上がらないということで、1カ月以上、他の豚は感染していないというような解釈から、そういう結論に導いたところでございます。

○清山委員 感染した豚というのは、そのままずっといたわけですか。もし早期に発見してそこで介入してたんだったら、蔓延が防止されていたのかなと思いましたので。

○久保田家畜防疫対策課長 感染豚及びほかの飼養豚につきましては、検査が終了するまで淘汰しないということでずっと飼育しております。

○清山委員 わかりました。ありがとうございます。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 なかったらこれで終わります。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 もうないですね。それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後0時11分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後0時11分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 内 村 仁 子

